

都市計画税の用途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
1 款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	286,185
			滞納繰越分	2,612
計				288,797

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務費	2,620			2,620	154
			都市整備課職員人件費	21,358	98	391	20,869	14,750
			都市整備課（事業費支弁）職員人件費	11,613			11,613	11,613
		2 目 街路事 業費	小渕江南線整備事業費	28,424		28,423	1	1
		3 目 公共下 水道費	公共下水道事業特別会計繰出金	345,355			345,355	334,979
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	99,691	29,800	14,600	55,291	55,291
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る 償還元金）	39,786			39,786	39,786
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る 償還利子）	628			628	628
計				549,475	29,898	43,414	476,163	457,202